

東かがわ市規則第17号

東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月25日

東かがわ市長 上村一郎

東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年東かがわ市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第21条の2 略 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第21条の4 略 2 職員の育児休業等に関する条例（平成15年東かがわ市条例第21号）第18条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、<u>1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u> （休暇簿） 第28条 略 （勤務時間条例第20条の2第2項の規則で定める期間） 第29条 <u>勤務時間条例第20条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。</u> （その他の事項） 第30条 略 第31条・第32条 略	第21条の2 略 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第21条の4 略 2 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間</u>（職員の育児休業等に関する条例（平成15年東かがわ市条例第21号）の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、<u>当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間</u>）を超えない範囲内の時間とする。 （休暇簿） 第28条 略 （その他の事項） 第29条 略 第30条・第31条 略

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。